

議案第 11 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国保小櫃診療所の業務日及び業務時間を変更するため、君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国保診療所に関する条例の一部を改正する条例

君津市国保診療所に関する条例（昭和 55 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「日曜日、」を削る。

附則第 4 項を次のように改める。

4 当分の間、国保小櫃診療所の業務時間については、第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項中

「（1）国保小櫃診療所 次のア及びイの区分に応じ、当該ア及びイに定めるところによる。

ア 日曜日、月曜日、木曜日及び金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 火曜日及び土曜日 午前 8 時 30 分から正午まで 」

とあるのは「（1）国保小櫃診療所 午前 8 時 30 分から正午まで」とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

君津市国保診療所に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 3 当分の間、国保小櫃診療所の業務日については、第7条第1項第1号の規定にかかわらず、同号中「日曜日から火曜日まで及び木曜日から土曜日まで」とあるのは「_____火曜日、木曜日及び金曜日」とする。 4 当分の間、国保小櫃診療所の業務時間については、第7条第2項の規定にかかわらず、同項中 「(1) 国保小櫃診療所 次のア及びイの区分に応じ、当該ア及びイに定めるところによる。 ア 日曜日、月曜日、木曜日及び金曜日 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） イ 火曜日及び土曜日 午前8時30分から正午まで _____」とあるのは「(1) 国保小櫃診療所 午前8時30分から正午まで」とする。	附 則 3 当分の間、国保小櫃診療所の業務日については、第7条第1項第1号の規定にかかわらず、同号中「日曜日から火曜日まで及び木曜日から土曜日まで」とあるのは「<u>日曜日、</u>火曜日、木曜日及び金曜日」とする。 4 当分の間、国保小櫃診療所の業務時間については、第7条第2項第1号の規定にかかわらず、同号ア中「日曜日、月曜日、木曜日及び金曜日」とあるのは「日曜日」と、同号イ中「火曜日及び土曜日」とあるのは「火曜日、木曜日及び金曜日」とする。